論 説

日清戦争期における高田商会の活動
―英国からの「戦時禁制品」輸送を中心に―

奈倉　文二
獨協大学名誉教授

1　はじめに
2　「戦時禁制品」輸送と「運搬請負業者」高田商会
3　「戦時禁制品」輸送下の海軍と高田商会
4　山内万寿治と高田商会・アームストロング社
5　小括
注
文献リスト

1　はじめに

本稿の対象とする高田商会は、日清・日露戦争期に兵器機械商社として発展し、明治末・大正初期には当該分野では一大総合商社三井物産をも凌ぐ勢力を築いたにもかかわらず、一般的にはあまり知られていない。それは同社が関東大震災後に倒産（1925年）[1]したことも一因であり、とくに経営史料が殆ど残されていないこともあって、同社の果たした役割は不明なところが多い。

筆者は、同社が日英兵器産業史の上で解明すべき重要な対象との観点から、同社の設立・発展過程について、史料的に可能な限り明らかにしてきた[2]。とはいえ、日清戦争期については兵器機械商社としての発展の契機となったことは確かであるものの、その詳細は定かではなく、ごく僅かにふれるにとどまった[3]。しかも、その出典は、高田商会創始者高田慎蔵の回顧[4]と日露戦争期の海軍史料（当時非公開）[5]に示されている高田慎蔵の後日談（日清戦争中に陸海軍の命により欧米から日本への兵器の輸送を担ったことにより日清戦後に政府より褒状を得たと語っていること）という間接的なものであった。

しかし、その後の史料探求により、日清戦争期の同社の活動が、当時秘匿されていた事情とともに、かなり明らかとなったので、その内容をまとめて記すことにしたい。

予め言うと、日清戦争期における英国からの「戦時禁制品」輸送が高田商会の活動にとって極めて重要な意味を持つことになる。「戦時禁制品」輸送の実態を明らかにするために本稿では海軍軍令部『極秘 廿七八年海戦史』[6]を使用する。海軍軍令部では、日露戦争

期と同様、日清戦争期にも海戦史を「極秘」史料として編纂していた。その史料は膨大であり、そのうちの「巻七 施設及防備　第一編 省部ノ施設　第一章 艦船、物品及兵器　第三節 兵器　其一 兵器製造　（乙）外国注文（付録文書も含む）」を本稿では使用する（以下本稿では『海戦史』「兵器、外国注文」と略し、引用はその史料頁を記す）。

「戦時禁制品」輸送下における高田商会については、アジア歴史資料センター（JACAR）による高田商会・高田慎蔵関連の記述[7]からも史料情報が得られる（その記述は海軍兵器類のみならず陸軍兵器類も含む）。

また、高田商会がアームストロング社（ヴィッカーズ社と並ぶ英国総合兵器会社）製造の艦船兵器類を積極的に輸入してきたこと[8]、その過程で山内万寿治（呉海軍工廠建設当初からその中心的役割を果たし、後同工廠長・呉鎮守府司令長官、海軍中将）との緊密な関係を築いてきたことなどについても、筆者は既に指摘してきた[9]。しかしながら、高田商会と山内との関係がいつ頃からどのように築かれたのかは、やはり史料的限界のために今まで未解明であった[10]。この点を明らかにする上で、本稿では『海軍造兵史資料 仮呉兵器製造所設立経過』中の「兵器製造所設立書類其一」[11]を使用するとともに、前掲『海戦史』「兵器、外国注文」中の記述にも注意を払う。

２　「戦時禁制品」輸送と「運搬請負業者」高田商会

まず日清戦争期における英国からの「戦時禁制品」輸送の概要を示しつつ、輸送を請け負った高田商会の動向を摘記しておく。

はじめに注意を要することは、当時の日本にとって兵器機械類の主要輸入先である英国が日清戦争に際しては局外中立の立場をとったことに伴い、同国からの兵器機械類輸入は極めて困難に陥り、様々な工夫を要したことである。

その状況はまず次のように記されている。

> 平時外国品ヲ仰ク場合ニ在リテハ注文及運輸ノ方法容易ナレトモ、一朝有事ニ際シテハ其ノ戦時禁制品ノ故ナルヲ以テ甚タ困難ナリトス、然レトモ其ノ購入ニ際シテハ、倖ニ英国安社ヨリ如何ナルモノト雖モ我政府ノ需ニ応スル旨申出テタルヲ以テ、大ニ便宜ヲ得タリ[12]

戦時禁制品の輸入困難になる中で、従来から日本海軍の需要に応じてきた「安社」（アームストロング社）がどのようなものでも応ずる旨申し出たので大いに便宜を得た。しかしながら、その運搬は頗る困難を来した。その概要は次のように記されている。

唯其ノ運搬ハ頗ル至難ニシテ、第一回運輸ノモノ即チ「ベンヴェニュー」号搭載ノモノハ回航ノ途次開戦ノ布告アリ、次テ英国ハ厳正中立ヲ守ラムカ為メ同船長ニ勧誘スル所アリシヲ以テ、同船搭載ノ弾薬ハ悉ク新嘉坡ニ陸揚セラレタリ、此ノ報ニ接スルヤ、同運搬請負業者タル高田商会ニ命シ（傍点引用者）、[−中略−]、店員ヲ派出シ、之ヲ処理セシムルコトヽ為セリ、是時恰モ第二回輸送ノ「リッデスデール」号本邦回航ノ途ニ在リタルヲ以テ、曩ニ陸揚セル物件ヲ同船ニ搭載セシメムカ為メ、在英造兵監督官及新嘉坡領事ニ電報シ斡旋ノ労ヲ取ラシメシニ、諸事好都合ニ進行シ、高田商会員ノ同地ニ到達セル時ハ事総テ落着シ居タリ[13)]

つまり、戦時禁制品第1回目運輸の「ベンヴェニュー」（Benvenyue[14)]）号搭載のものは回航途中に日清戦争開戦（1894年7月）[15)]があり、英国が厳正中立を守るために同号船長に対して同船搭載の弾薬すべてシンガポールに陸揚げさせた。この報に接した日本海軍は、その運搬請負業者である高田商会に命じて同商会員を派遣して処理させることとした[16)]。ちょうどその折り、第2回目輸送船「リッデスデール」（Liddesdale）号が日本への回航途上にあったので、先に陸揚げさせられた物資を同船に搭載させるために、在英造兵監督官及びシンガポール領事に電報を打ち、斡旋の労を取らせたところ諸事好都合に進行し、高田商会員がシンガポールに到着した時には「事総テ落着」していた、という。

この記述を読む限り、戦時禁制品積載の「ベンヴェニュー」号はその積載品をシンガポール港に陸揚げさせられたものの、運搬請負業者である高田商会の派遣員がシンガポールに到着した時には既に諸事解決していて、さしたる困難も生じなかったかのごとくである。しかし、実際には相当難航したことは以下に見る通りである。

まず、シンガポールに陸揚げさせられた「ベンヴェニュー」号の弾薬類も第2回目輸送船「リッデスデール」号に搭載されて、日本に向かうことになったが、しかしながら、「支那海」を通るのは危険なので「南洋」を迂回させることとし、しかも、兵器を搭載して無事日本に到着すれば賞金を与えることを船長に密約し（「後チ高田商会ヨリ弐百磅ヲ贈与ス」）、シンガポールを抜錨した（1894年9月14日）。以後も航路をスマトラ島北端から南方に転じたり、航海中は記章、煙突、船体を塗りかえ、別船のように装った。次の通り。

然レトモ同船ヲシテ支那海ヲ経過セシムルハ甚タ危険ナルヲ以テ、南洋ヲ迂回セシムルコトヽシ、且ツ陸揚兵器ヲ搭載シテ無事本邦ニ到達スルヲ得ハ賞金ヲ与フヘキコトヲ船長ニ密約シ、（後チ高田商会ヨリ弐百磅ヲ贈与ス）［傍点、引用者］二十七年九月十四日印度洋ニ向テ一旦新嘉坡ヲ抜錨セリ、而シテスマトラ島ノ北端ニ達スルヤ、

直チニ航路ヲ南方ニ転シ、同島竝ニ爪哇島ノ南海ヲ航進シ、且ツ航海中記章煙突竝ニ船体ヲ塗換ヘ、一見全ク別船ノ如ク装ヘリ[17]

ところが、同船がシンガポール港を抜錨する際、同地清国領事が本国政府に打電し、同船は必ず日本に進航するので、その途上で捕獲すべきことを通信した。果たして「リッデスデール」号と殆ど同型の英国汽船が香港付近において清国軍艦の追跡を受け、キールン港まで護送、貨物すべて陸揚げさせ、厳重な調査まで行ったが、禁制品は僅かに2挺の拳銃のみで、他方、同船取調中の貨物の損傷・盗難が多かったため、清国はその損害賠償金（1万両）を同船船長に支払ったという[18]。

その後、「リッデスデール」号は、ジャワ島南方からフィリピン群島東方に進航し、無事神戸港に到着した（1894年9月28日）。同船が横須賀軍港に入るに先立ち神戸港に入港したのは、神戸外商注文のダイナマイトを搭載しており、これを陸揚げするためであったが、同港停泊中に一つのもめ事が起きた。次の通り。

同船ノ水夫中数名ノ煽動者アリ、全水夫同盟シ、同船ノ戦時禁制品ヲ搭載シ居ルコトヲ領事ニ告発セムトスルニ至レルコト是ナリ、水夫等カ此ノ如キ事ヲ企テタルハ蓋シ同船長ニ対スル不平ヨリ発セルモノニシテ、彼等ノ憶測ヨリ船長ハ巨額ノ賞金ヲ以テ兵器輸送ノ命ヲ受ケシモ、其賞金ハ船長ノ独占ニ帰シ、水夫等ハ普通ノ給料ニ甘セサルヲ得ス、是レ大ニ権衡ヲ失セルモノナリト称シ、事爰ニ至リシナリ、若シ水夫等之ヲ告発セハ実ニ容易ナラサル事ナリシモ、曾々高田商会員同船ニ出張シアリタルヲ以テ、百方彼等煽動者ヲ慰撫シ、其ノ無謀ナル企望絶念セシメ、水夫一名毎ニ金二十五圓ヲ与ヘ（傍点引用者）、漸ク之ヲ鎮圧スルコトヲ得タリト云フ[19]

つまり、「リッデスデール」号の水夫が同盟して同船が戦時禁制品を搭載していることを領事に告発しようとしたことで、これは水夫による船長に対する不平から発するもので、水夫の憶測からすると、船長が兵器輸送引受けに当たり、巨額の賞金を独占し、他方、水夫は普通の給料に甘んぜざるを得ず、その不公平感がつのったことによる。もし告発に至ると容易ならざる事だったが、同船に出張していた高田商会員が水夫扇動者を何とか慰撫し（水夫1名につき25円与え）、ようやく鎮圧することができた。ここでも高田商会員が扇動者を慰撫する役割（金銭供与）を果たしていることに注意しておきたい。

結局、「リッデスデール」号は神戸港を発し（10月3日）、横須賀に向かい、同軍港に到着（10月5日）。「リッデスデール」号を横須賀軍港まで回航する上で内外人の注目を避け

る用意を周到に行ったが、『海戦史』「兵器、外国注文」は、その間の経過をまとめるにあたり、次のように高田商会の役割・活動について記している。

> 同船ヲ軍港ニ回航セシメタルハ全ク内外人ノ注目ヲ避ケシムルノ用意ニ出ツ、戦役中兵器ノ運送ハ専ラ高田商会ニ命セリ（傍点、引用者）、而シテ同商会ハ平素兵器ノ購買或ハ輸送等ヲ業トセルヲ以テ、英国政府ノ注目スル所トナリ、輸出方困難ニシテ、且ツ運搬船雇入等ニ関シテハ倫敦支店内ニ於テスルコト能ハス、竊ニ倶楽部等ニ会合シテ之ヲ約シ、物品ノ輸出方ニ至リテハ東方ニ送ル可キモノハ先ツ之ヲ西方ニ出シテ更ニ本邦ニ輸送シ、或ハアントウェルプ港ニ送リ、更ニ同港ニ於テ雇入船ニ積ミ替ヘ、以テ本邦ニ輸送セリ、「ベンヴェニュー」及「リッデスデール」号ハ以上ノ如ク至大ノ困難ヲ感シタリト雖モ、爾来相前後シテ回航シ来リタル四隻ノ外国運送船ハ一ノ障害ナクシテ無事到着スルヲ得タリ[20]

つまり、海軍は日清戦争中の兵器輸送は専ら高田商会に命じていたこと、しかし、同商会は平素から兵器購買・輸送を業としていたため英国政府の注目するところで輸出困難となり、運搬船雇入れ等をロンドン市内にて行うことが不可能となっていた。そこで、高田商会はひそかにクラブ等にて会合して契約し、物品輸出に際しては、「東方」に送るべきものを先ず「西方」に出したり、あるいはアントワープ港に送って、そこで積み替え、日本に輸送した。「ベンヴェニュー」及び「リッデスデール」号は以上のように非常な困難を来したが、「爾来相前後シテ回航シ来リタル四隻ノ外国運送船」[21] は障害無く無事到着することができたという。

ところで、「戦時禁制品」として英国から購入・運搬した兵器・弾薬類の種類・数量については、史料により二通りの記述がある。

まず、海軍大臣から外務大臣宛文書（1894年8月1日付）[22] によれば、「ベンヴェニュー」号及び「リッデスデール」号積載の品目・数量は以下の通りである。

「十五拇速射砲鋼鉄榴弾」（380個）、「同用薬莢」（600個）、「同用コーダイト」（600発）、「十二拇速射砲鋼鉄榴弾」（1350個）、「同用薬莢」（約1100個）、「同用コーダイト」（約1100発）、「信管類」（若干）（以上、6月30日「ベンヴェニュー」号にて英国発送分）。

「安式弾底着発信管」（6000個）、「速射砲弾薬類」（若干）（以上、7月14日「グラスゴー、ロバート、マッキル社」（Robert Mackill Company, Glasgow）「リッデスデール」号にて英国発送分）。

これらは、いずれも在英監督官から高田商会へ運送を命じたものである。

次に、『海戦史』「兵器、外国注文」には、上記品目・数量を大きく上回る兵器・弾薬類が「軍務局ヨリ在英監督官ニ注文ノ兵器」と「軍務局ヨリ直接注文ノ兵器」とに区分されてそれぞれ一覧表の形で掲出されている[23)]［別表（A）（B）参照］。そのうち別表（A）「在英監督官ニ注文ノ兵器」だけでも上記品目よりはるかに多岐にわたるので、「ベンヴェニュー」「リッデスデール」両号分だけではなく、それ以外の船舶による運送品（前掲史料記述の「爾来相前後シテ回航シ来リタル四隻ノ外国運送船」によるものなど）が含まれていると考えられる（一覧表掲載前後には「参考ノ為メ」との記述以外、何の説明もないが、おそらく英国からの「戦時禁制品」輸入品目・数量をまとめて掲出したものと推察される）。

なお、別表（B）「軍務局ヨリ直接注文ノ兵器」についても、イリス商会のような外国商社だけでなく、高田商会が関わっているものが半ばを占めていることにも注意しておきたい。

別表（A）軍務局ヨリ在英監督官ニ注文ノ兵器一覧表

部類	品　名　及　び　員　数
砲銃之部	安式十五拇速射砲：砲架（20門）、弾丸（13,650箇）、薬莢（14,800箇）、紐状火薬（14,900発分、101,379吉） 安式十二拇速射砲：内45口径10門　砲架共（25門）、弾丸（30,150箇）、薬莢（31,580箇） 同　：紐状火薬　40口径19,900発分　45口径1,286発分（54,487吉） 同　：弾底信管（50,800箇）、礫子火薬　40口径6,000発分　45口径4,714発分（62,152吉） 同　：電気火管（55,920箇）、撃発火管（4,120箇）、火管筒（100箇） 安式十二斤速射砲：砲架共（7門）、弾丸（3,600箇）、弾底信管（3,600箇）、薬莢（3,600箇）、紐状火薬（2,653吉） 47ミリ重速射砲：砲架共（56門、内10門は砲身のみ）、弾薬（36,800箇） 47ミリ軽速射砲：砲架共、上陸艦艇用共（2門） 57ミリ速射砲：弾丸（4,000箇）、薬莢（5,000箇）、弾底信管（4,000箇）、C2火薬（4,500吉）
水雷之部	魚形水雷（保式32箇）、綿火薬（76,000吉）、魚形水雷発射用紐状火薬（500吉） 探海電灯（発電機共、14基）、空気圧搾喞筒（24基）、装気柱及び気蓄器（60箇） 各種電纜（281,000米）、各種電池（1,550箇）、距離通報器（20組）、陸用電信線（50,000米） 照準器用電纜（1,200米）、隔縁線（5,000米）、鉄鏈（5,000米）、探海電灯用（速度計その他、2廉） 試験器具（威氏電橋その他、4廉）、護謨板（エボナイト、シート共、200箇）、啓絡器（30箇）、 装気管護謨類（100箇）、護謨管（6,500米）、護謨帯（300吉）、護謨液（300吉）、保式魚形水雷用予備品（2揃） 探海電灯（4基）

原注：「本表中最後ノ探海電灯（4基）ハ在米国監督官ニ注文ス」
注：火薬類の数値は小数点以下四捨五入して表記。
出典：海軍軍令部『極秘 廿七八年海戦史 省部ノ施設』（防衛省防衛研究所蔵）107-108頁。

別表（B）軍務局ヨリ直接注文ノ兵器一覧表

部類	品　名　及　び　員　数	
砲銃之部	克式十二拇速射砲鋼鉄榴弾（1,200箇）、同通常榴弾（300箇）、同薬莢（2,000箇） 二十六拇克砲　鋼鉄榴弾（150箇） 十五拇克砲　　同（100箇）	伊理斯社
	小銃用無煙火薬（5,000吉）、P.B. 火薬（3,000吉）	高田商会
水雷之部	探海電灯（発電機共、6基）、反射鏡（90箇）、散光硝子板（120箇）、平面硝子板（180箇）	ﾌﾘｱﾞﾙﾌﾞﾗﾝﾄ社
	魚形水雷（八十八年式、50箇）、発射火薬（加式、2,000箇） 分離器（獨式、20箇）、気圧計（300箇）	高田商会
	水雷発射機（24箇）	若山鉉吉

出典：海軍軍令部『極秘 廿七八年海戦史 省部ノ施設』（防衛省防衛研究所蔵）109頁。

３　「戦時禁制品」輸送下の海軍と高田商会

前節では『海戦史』「兵器、外国注文」中の「戦時禁制品」輸送に関する「概要」部分を中心にその要点を記したが、同史料ではさらに詳細に「月日ヲ逐フテ外国注文品ニ関シ監督官ニ与ヘタル訓令及其他運搬ニ関スル情況」を記している[24]。その全てを記している余裕はないので、注目すべき事項、とくに海軍側の訓令内容と高田商会が果たした役割などを摘記しておこう。

まず、海軍は、日清戦争開戦直前の1894年6月時点で、日本国内で建造中の巡洋艦・報知艦用の兵器は既にアームストロング社に注文してあるものを「急速回収」させるために在英監督官に電訓するなどの措置をとり、その上で、開戦の際には英国が局外中立の立場を厳守することになれば、戦時中兵器を受領することができるかどうか懸念に堪えないので、買入主を日本政府名義を用いず、ジャーディン・マセソン社（Jardine Matheson & Co.:「ジャーデン、マゼソン」社）の名義とすべきことをアームストロング社に内談するように在英監督官に打電している。

以下の通り。

> 開戦ノ際ニ臨ミ、英国ノ局外中立ヲ厳守スヘキコトヲ慮リ、戦時中兵器ヲ受領シ得ルヤ否ヤニ就キ懸念ニ堪ヘサルヲ以テ、買入主ハ日本政府ノ名義ヲ用ヰス、「ジャーデン、マゼソン」ノ名義ヲ為ス可キコトヲ安社ニ内談ス可キ旨電報ス[25]

その後、海軍側としては、購入兵器が「リッデスデール」号に搭載されて英国より発送されたとの通知を得たので、外務大臣に対して同船が香港に到着したならば同所駐在日本領事に対して回航の安全をはかるように内訓されたき旨を依頼した。外務大臣はその意を了としつつも、目下の状勢で果たして安全に到着するかどうか懸念していたが、シンガポールまで運搬したところ船長が搭載弾薬を日本迄運搬することは困難として置き去ったこと[26]、その件につきシンガポール駐在斎藤領事から電報により指揮を求めてきた経緯を報告、それを受けて海軍側は様々な措置を講じている。

それらの内容のうち、既に述べたことは省略し、記されていない経過で重要と思われる事実のみ記しておく。

シンガポールに積載兵器を陸揚げしたのは、英国政府の命を受けて汽船会社が船長に命じたのか、あるいは、汽船会社ないし船長の一存かを「ベンヴェニュー」号所有の「ベンライン」（Benline）汽船会社代理店「ペターソン、サイモンス」会社（Paterson Simons & Co.「ペーターソン、サイモンス」）に問い合わせの上、シンガポール領事から電令する

ように求めたこと、そして、本件に関して高田商会に店員を派遣すべき旨命じたところ、同商会主は書面をもって指揮を乞い、次のように述べた。

> 曾テ在英国北古賀大尉ヨリ運搬ヲ命セラレタル弾薬類搭載汽船「ベンヴェニュー」号今回日清両国宣戦ノ布告アリシカ為メ、同品ヲ盡ク新嘉坡ニ陸揚セシニ由リ、同品今後ノ処分ニ就テ弊商会員一名ヲ同港ニ出張セシムヘキ旨下命アリ、乃チ命ニ従ヒ便船ヲ待テ出張セシムルニ付、処分ノ順序方法ヲ指命セラレムコトヲ乞フ、尤モ事焦眉ノ急ニ迫レルヲ以テ、或ハ盡ク指命ヲ遵奉セハ到底機敏ノ処置ヲ為スコト能ハサルヤモ測ラレス、故ニ指令ノ決行並ニ其ノ以外ニ渉ル臨機ノ処分ハ弊商会ニ委任ノ上同地出張員ヲシテ臨機ニ決断セシメタク、而シテ其ノ出張員運動上ノ支出金並ニ同品回送ニ要スル費用ノ如キハ目下予定シ難キモ、貴省ニ制限アルヘケレハ予メ指示セラレムコトヲ請フト[27)]

つまり、高田商会としては、海軍の命により商会員を出張させるについては、シンガポール港陸揚品処分の順序方法を指令してもらいたいこと、しかし、「事焦眉ノ急」故にことごとく指命を遵奉していたのでは到底機敏の処置はできないので、臨機の処分は商会に委任の上、出張商会員に決断させたい旨を述べ、さらに、その出張員「運動上ノ支出金並ニ同品回送ニ要スル費用」について、海軍省側に制限あれば指示してもらいたいと記す。

次いで、海軍側は、シンガポール陸揚兵器の日本への回送が困難なため再び英国に戻してアームストロング社に「交付」することに尽力すべきとまで指示しており、しかしながら、日本に回送する機会が得られる場合の指示を次のように行っている。

> 新嘉坡ニ於テ陸揚セシ兵器ハ再ヒ本邦ニ廻送スルコト難カルヘキカ故ニ、之ヲ再ヒ英国ニ積戻シ安社ニ交付スルコトニ尽力スヘシ、然レトモ若シ本邦ニ回漕スルノ機会ヲ得ハ、成ルヘク英国以外ノ船舶ヲ雇入レ、香港及支那近海ヲ避ケ南洋ヲ迂回シ、充分ニ安全ヲ図ル可シ、此ノ両者共ニ為シ能ハサル時ハ新嘉坡ニ於テ適宜ノ策ヲ施シ、成ルヘク物品ノ毀損セサル様保護ヲ努ムヘシ、以上ノ外ニ於テ安全ニ物品ノ本邦ニ到着スヘキ方法アラハ、其商会ニ於テ臨機ニ処置スヘシ、又相当ノ費用ハ更ニ請求スヘシ、然レトモ多額ヲ要スル場合ニハ予メ電信ヲ以テ命ヲ請フヘシト指令ス[28)]

つまり、日本への回送ができる場合には、なるべく英国以外の船舶を雇い入れ、前述の

ように「香港及支那近海ヲ避ケ南洋ヲ迂回」すること、ほかに安全に物品を日本に到着させる方法があるならば高田商会の方で臨機に処置すること、「相当ノ費用」は海軍宛に請求すべきと述べる（多額を要する場合には予め電信により許可を得ること）[29]。

なお、『海戦史』「兵器、外国注文」では、「其ノ当時『ベンヴェニュー』号陸揚兵器ニ関スル詳細ハ斎藤領事ノ報告ニ詳ナリ」[30] として「付録文書第一号参照」の旨記している。同付録文書は膨大なので[31]、多くの部分は割愛するが、本稿にとって重要と思われる海軍・高田商会関係の記述の要点のみ摘記する。

すなわち、斎藤領事の報告によれば、「ベンヴェニュー」号積載品の詳細を確認しようとしたが、在シンガポール港「ペターソン・サイモンス商会」に問い合わせても積荷証も得られず、ようやく貨物明細書を入手したところ、「日本政府用品」なる文字はどこにもなく、「差出人ハ在倫敦高田商会」より注文先に送ったものとのことなので、さらに糾明する必要があり、「ペターソン・サイモンス商会」社長に面談して確認したところ、書面にはないが「日本海軍ニ至ル品」とのこと、当方（斎藤領事）は高田商会がロンドンにて「我政府海陸軍用品ヲ購入」していることをかねてから承知していたので、この積載品は「必定我海陸軍両省ノ御用ト存候」故に（1894年）8月10日外務大臣宛電信をもって報告、12日に海軍省から本省（外務省）を経て内訓があり、子細明白承知した、と[32]。

そして、斎藤領事は、12日の海軍大臣「内訓」に接し、直ちに当該品の保存に着手したこと、かつ、それらを日本に送付するにつき種々奔走したが、今に至るまで功を奏さないこと、それは次の事情によること、①物品が純然たる「戦時禁買品」（contraband of war）であること、②英国海軍大臣より兵員並びに軍器類を英国船にて運送することを禁じたる訓令は既に本月（8月）10日に当港に着いていること、③英国の厳正中立の布告中「海峡植民地」における諸規則は本月15日をもって実行すべきこと、それゆえ当該品を日本に送付すべき手段がたたずにおり、この目的を達成できない以上、やむを得ず「高田商会ノ委員来港」まで待つこと、もし日本汽船当港（シンガポール港）に寄港するものがあれば好都合で早速積み出すこと、と[33]。

斎藤領事は、この最後の部分をさらに説明して、英国局外中立の布告には交戦両国の軍艦に対する規則で商船には関係せず、また、英国海軍大臣の訓令は、英国船により交戦国のために兵員・軍器類を運送することを禁じているが、外国船（すなわち日本商船）にて前記品物を途中の当港から日本まで運送することについては「子細無之」としている。そして、「高田商会ノ派出委員」の来港まで自分一人では当該品を送出することはできないので、同委員より「処分方ヲ聞取リ、又、適当敏捷ノ方法」を試す、と[34]。

ここに見られるように、シンガポール領事（斎藤）は本国（外務省及び海軍関係者）へ

の報告と指示を待ちつつ、当該品の日本への輸送については高田商会派出員のシンガポール到着を待って、子細協議の上、実行に至ったのである。

さて、『海戦史』「兵器、外国注文」では、シンガポール領事（斎藤）や在英本邦公使館付き海軍大佐（遠藤）らの電文内容を紹介しつつ、再度第2回目輸送船（「リッデスデール」号）が第1回目輸送船（「ベンヴェニュー」号）搭載兵器（シンガポール港陸揚げ）分も含めて積載した上で同港出航後南洋を迂回して日本に直航させるべく様々な措置をとったことを詳しく記している[35]。その詳細は略すが、輸送中に高田商会が果たした役割など、注目すべきことのみ摘記しておく。

海軍側が「リッデスデール」号船主に対して「ベンヴェニュー」号搭載兵器分も含めて日本までの直航・運搬を承諾させるについて高田商会と商議・尽力した。その際に必要な費用が生じ、その対策を講じた。以下の通り。

> 遠藤大佐ニハ九月四日汽船「リッデスデール」号新嘉坡出発香港ニ回航中ニシテ、其ノ兵器ハ新嘉坡ニ陸揚セス、又香港ヨリ船主ニ照会シ承諾スレハ本邦迄回送ス可シト云フ、故ニ高田商会ニ商議シ、後チ船主ニ照会シテ上海ハ危険ナルカ故ニ寄港セス、直ニ日本迄回送ス可キ旨命令スル様尽力ス可シ、而シテ此等ノ為ニ必要ナル入費ハ弁償ス可シト電報セシニ、是ト前後シテ遠藤監督官ヨリ運送船「ベンヴェニュー」号及「リッデスデール」号両号ニテ廻送セル速射砲ノ弾薬ハ「リッデスデール」号ニテ日本迄廻送ヲ承諾セシモ、即時ニ七千磅支払ヲ要求セルヲ以テ（傍点、引用者）、会計官ト協議ノ後繰替支払ヲ為ス可キ旨電報アリタリ[36]

つまり、両号積載兵器の日本までの直航について、「リッデスデール」号船主側から7千ポンド支払要求があり、海軍省・外務省緊急連絡の上、結局は承諾する。その際、高田商会に命じて「リッデスデール」号船主と次の契約を結ばせた。

> 一、「リッデスデール」号ハ「ベンヴェニュー」号ヨリ新嘉坡ニ陸揚シタル弾薬ヲ搭載スルコト、
> 一、同船ハ新嘉坡ヨリ日本ニ直航シ、台湾島ノ南方ヲ迂回スルコト、
> 一、同船ハ如何ナル場合アルモ香港及支那ノ港ニ寄港セサルコト、
> 一、前記ノ箇条ヲ履行セサル場合ニハ英貨七千磅ハ返納スヘキコト、[37]

これらの内容を高田商会が海軍・外務省と「リッデスデール」号船主とを仲介する形で

締結しているのである。『海戦史』「兵器、外国注文」では、この運搬が非常な困難の中で好結果を得たのは、「主トシテ遠藤在英監督官並ニ斎藤領事ノ斡旋宜シキヲ得タルニ由ルモ、亦其ノ当時在英ノ真野海軍大主計カ七千磅ノ臨時支払ニ対シ臨機ノ処置ヲ決行セルノ功少カラサルナリ」[38] とし、真野海軍大主計の報告（1895年4月23日付）を掲げている。その中でも「遠藤大佐ノ尽力ト高田商会ノ斡旋」を特記しており、また、真野は高田寿次郎（当時高田商会「主任者」）を慰労のため会席に招いたことを末尾で記している[39]。

つまり、海軍（在英遠藤監督官、真野海軍大主計）及び外務省（斎藤シンガポール領事）の連携と、指示に従った高田商会の斡旋が功を奏したことが強調されているのである。

なお、『海戦史』「兵器、外国注文」は、「リッデスデール」号兵器運搬がいかに困難であったかは、斎藤領事が外務大臣に送った報告書「付録文書第二号」に詳細に記されていると結ぶ[40]。その「付録文書第二号」の大半は、斎藤領事による「リッデスデール」号船長との面談、積荷内容とその輸送についての様々な協議（さしあたり香港までの輸送と陸揚げ等）、さらに、その過程で海軍大臣からの電訓を受けて、香港陸揚げの不適とあくまでも日本までの回送依頼（「ベンヴェニュー」号によるシンガポール港陸揚げ品も含めて）に至る経緯に充てられている。ここでは「付録文書第二号」末尾で掲げられている文書（1894年9月11日付在新嘉坡二等領事斎藤幹より外務大臣陸奥宗光宛書状）で記されている注目すべきことのみ記しておく。

シンガポール港で陸揚げした「ベンヴェニュー」号積載品は海軍大臣から十分の保護を与えるべき旨の内訓があり、在ロンドン高田商会からの依頼もあったので、シンガポール港にて3ヶ月間の火災保険を付けたこと、本積載品は「海軍省其他我政府用品タルコトハ徹頭徹尾一言モロ外不致」、たとえ物品が海軍用品であることを知られても、高田商会の購入品であると押し通すこと、と[41]。

なお、高田商会が関わった「戦時禁制品」輸送については、今まで述べてきた「ベンヴェニュー」号、「リッデスデール」号、あるいは後述の「メタペディア」（'Metapedia'）号のほかにもいくつかの事例があると思われる。

その一つは、汽船「アスワンリー」号による輸送である。すなわち、1894年9月7日付け高田商会主高田慎蔵より砲兵第一方面本署長佐伯成言及び陸軍大臣大山巌宛書状「無烟火薬回漕途中香港ニ於テ抑留之義ニ付申進」[42] によれば、「英国マキシムノルデンフエルト砲製造所ヨリ発送ノ無烟火薬拾五函」を「アスワンリー」号に搭載して日本に向けて「回送途中」香港にて抑留された旨、横浜汽船会社「サミュールサミュール商会」より通知を得たので、取りあえず香港抑留の間当該品に対して火災保険を付したい、と。

また、高田商会は、ほぼ同時期に汽船「アスラウン」号による輸送にも関与していた。

すなわち、「軍務局より27珊米加農搭載船横須賀へ回航の件」（1894年9月10日）[43]によれば、陸軍軍務局長は「廿七珊米加農搭載船横須賀へ回航之義ニ付海軍大臣へ御照会相成度件」において、「兼テ仏国へ注文之廿七珊米加農四門汽船アスラウン号ニ搭載シ本月下関到着可致筈」のところ、横浜には入港させず横須賀に入港させるように高田商会に命じている（同船が高田商会の指揮に従う処置は陸軍省すべてその責に任ずることを保証）。

上記二例は、いずれも陸軍省による直接の指示・命令を受けた形で高田商会が関わった「戦時禁制品」輸送の事例である。

4　山内万寿治と高田商会・アームストロング社

山内万寿治が高田商会との関係を深めるのは、日清戦争期のことと思われるが、早くは1887年、当時海軍から派遣されてオーストリア滞在中の海軍大尉山内万寿治が同国製シュラフ銃一挺購入に当たり、高田商会を通じて買い付けを行ったことが史料的に確認される[44]。

山内は、その後、呉工廠開設準備に当たり英国にたびたび渡るが（1893年6月、94年8月帰国後、10月再渡英<95年7月帰国、仮設呉兵器製造所長>）[45]、その際に高田商会を通じて様々な兵器機械類を調達したことが明らかになる。

まず、以下の史料では、山内が日清戦争開戦直後にも英国に渡り、様々な機械類を購入し、高田商会を通じて日本への搬送を行った経過が示される。

英国ニ於ケル機械購入状況[46]

海軍少技監山内万寿治ハ明治二十七年十二月一日英京倫敦ニ到着シ直ニ「マンチェスター」、「バーミンガム」、「リンコルン」「シェフィールト（ママ）」、「リーズ」其他ノ工業ヲ廻リ機械購入ノ手続ニ着手セリ（中略、引用者）購入セシ機械ヲ運漕スル義ハ荒増シ高田商会へ申付候見込ニ御座候ガ（傍点、引用者）次便ノ出帆未確定ナレトモ工場建築上ニ最急要ナル部分ハ今後二ヶ月間ニテ竣工ノ見込ニ有之、此中ロコモチール、クレーン、及ヒレールノ義ハ今後拾四日間ニテ発送相叶ヒ候積リニ御座候（後略、引用者）

二十七年十二月十一日

諸岡呉造兵廠設立委員長殿

山内兵器製造所設立取調委員

また、次の高田慎蔵が海軍省宛に送付した書類によれば、山内が英国で購入した仮設

呉兵器製造所用の機械類は高田商会により日本に輸送され、その中には大砲及び付属品などの兵器類も含まれており、搬送にあたっては特別傭船を雇い入れて、直接呉及び横須賀に入港させていたことがわかる。

購入品到着ス[47]

曩ニ山内少技監ガ英国ニ於テ購入セル兵器製造所機械及材料類ハ高田商会ノ手ヲ経テ順次本邦ニ到着セシガ（傍点、引用者）左ハ特別傭船「アスワレン」号ノ積荷ニシテ其一般ヲ窺フニ足ルモノト認ム

記

一、大砲、砲車及空弾。一、空莢及付属品。大砲及付属品。（以上横須賀ノ分）

一、鍛鉄品。一、兵器製造器械。一、レール。一、銑鉄。一、コーク。一、ベルチャンサンド。（以上呉陸揚分）

（兵器機械類の数量は省略して表記、引用者）。

右者予テ御命令ニ由リ英国ヨリ本邦迄運搬ノ為特ニ雇入汽船「アスワンレー（ママ）[48]」号ヲ以テ本年六月八日「アントワープ」港発来ル八月十日頃来着ノ予定ニ御座候処同物品中大砲其他兵器製造器械ノ如キハ通常ノ物品トモ相異ナリ格別ノ重量ニテ横浜並ニ神戸ニ於テハ相当ノ装置ニ乏シク陸揚難仕候ニ付同号ハ直接呉並ニ横須賀へ入港為致同所御装置ノ器具ニ由リ陸揚仕度候就テハ右直接入港ノ義御許可相成候様御取計被成下度此段奉願候也

明治二十八年七月二十七日

東京市麹町区八重洲町一丁目一番地　高田商会主　高田慎蔵

海軍省軍務局御中

ここで注意を要するのは、「横須賀ノ分」と「呉陸揚分」が分けて記載されていることである。後者（「呉陸揚分」）は確かに仮設呉兵器製造所用の機械類と言えるが、前者（「横須賀ノ分」）の大砲及び付属品等（兵器類）は建設中の仮設呉兵器製造所用のものではない。つまり、山内が呉工廠開設準備にあたって英国で買い付けた兵器機械類には、既に見た日清戦争期の「戦時禁制品」同様のものが含まれていたのであり（1895年6月8日アントワープ港発とのことなので日清講和条約締結後になるが）、これら兵器機械類を山内は高田商会の手配した特別傭船により日本（呉・横須賀両軍港）まで輸送したのである。

いずれにせよ、日清戦争期の「戦時禁制品」輸送をめぐり、高田商会が英国からの兵器輸送を積極的に引き受けてきたことは今まで見てきた通りであり、山内との関係もこの間

に進展したことがうかがわれる。

英国からの海軍兵器類の輸入に積極的に応じてきたのはアームストロング社であったが、海軍は同社のノウブル（Andrew Noble、「ノーブル」、取締役会長）との関係を密にしてきた。例えば、日清戦争前には海軍は予備砲等の予算配分が十分に得られなかったので、遠藤海軍大佐（在英本邦公使館付）は、ノウブルにかけあって巡洋艦（「乙、丙両号巡洋艦」）等の砲を増額せずに完成できるようにしたこと、また、アームストロング社は日本への弾薬類の供給に際しては「非常ニ勉強」したこと、など。以下の通り。

> 遠藤監督官ヨリ安社ノノーブルニ厳談シ、遂ニ乙、丙両号巡洋艦等ノ砲ハ増額ヲ要セスシテ十一月中ニ落成セシムルコトニナセリトノ電報至レリ（中略、引用者）又安社ハ日本ニ物品ヲ供給スルニ就テハ非常ニ勉強シ---[49]

そして、前述のように、アームストロング社への注文に際して日本政府名義では支障が出る恐れがあるので、同社代理店ジャーディン・マセソン社名義で注文すべく「内談」している。

その詳細な方法についてもアームストロング社と「内談」して安全到達を計っているのだが、「宣戦ノ詔勅」（1894年8月1日）後兵器運送益々困難かつ危険になるため、これまでにも記したように、「支那海上ハ極テ危険」なので米国経過またはシンガポールから南方を経過して日本まで到着するように尽力すること（「印度洋ヲ経過スル時ハ成ルヘク香港ニハ寄港セス、殊ニ上海ニハ決シテ寄港ス可カラス」）、そのために運送費が増加しても支障ないこと、また、「英国局外中立ノ布告」の報を受けて（8月5日）、アームストロング社を通じた兵器調達が困難になる中で様々な措置を講ずるのだが[50]、ここで注目しておくべきことは、山内万寿治の役割とアームストロング社のノウブルとの関係[51]を利用した方策であろう。その部分のみ以下に掲出しておこう。

> 兵器ヲ本邦ニ運送スル特別手段トシテ海軍少尉山内万寿治ヲシテ安社ノノーブルニ下ノ電報ヲ発セシム、曰ク、其地ニ於テ購入セシ兵器弾薬ヲ搭載スル能ハサル旨某処ヨリ報告アリ、依テ或臨時措置ヲ採リ、之ヲ搭載シテ本邦ニ廻送シ得可キ道アラサルヤ、至急返電アリタシト、翌六日ニ至リ戦時保険ヲ附セル大砲及弾薬ヲ搭載シ能ハサル理由ナシ、故ニ準備整頓セハ直ニ電報スヘシトノ返電アリ、（−中略−）兵器ヲ廻送スルコトハ秘密ノ手続必要ナレハ、総テキャプティン、ノーブルニ委任ス可シ[52]（傍点引用者）。

海軍当局は、山内に命じてノウブル宛に電報を打たせ、購入兵器弾薬類の搭載が困難との報があるが、特別の臨時措置を講じて日本迄回送する方法があるかどうかを問い合わせており、さらに、戦時保険をつけた大砲・弾薬類の搭載不能との理由はないとの返電を受けた上で、兵器は秘密の手続きが必要なので総てをノウブルに委任すべきとしている。

そして、今後の注文については、海軍監督官（遠藤）を経由せずに「直ニ商人ノ名義ニテ注文スルコトアルヘシ」[53] とし、また、次のように、兵器その他回送するに際して手数料・運送賃ともに通常の通りでは請負会社困難になるので、高田商会などから運送費等請求ある場合、遠藤監督官の方で至当と認めるものは稟申を要しないとまで述べる。

> 目下購入スル兵器其他材料等回送スルニハ手数料運送賃共ニ通常ノ如クニテハ請負会社ニテ困難ナリト云フ、是レ至当ノ事ナルヲ以テ、高田商会其他ヨリ運送費等ヲ請求スル場合、若シ貴官ニ於テ至当ナリト認ムル者ハ稟申スルヲ要セス（傍点、引用者）、直ニ廻送セシメ、後ヨリ報告スヘシト電訓ス、八月十日ニ至リ安社ノノーブルヨリ山内少技監ニ船積ノ準備整ヒ、本月十七日横浜ニ向テ英京発送残余ノ兵器ハ本月末出帆ストノ電報アリシ[54]

そして、ノウブルから山内宛に船積準備が整ったこと、8月17日横浜に向かってロンドン発送（残余は月末出帆）との電報が寄せられている。

以上のように、日清戦争中に「戦時禁制品」輸送を円滑に行う上で、山内とアームストロング社ノウブルとの関係を積極的に利用した海軍、さらにその戦時輸送を請け負った高田商会の便宜を図った海軍、という緊密な関係を明白に見て取ることができる。

ところで、『海戦史』「兵器、外国注文」では、上記の記述の後に、その運送船名が当初わからず、外務省・海軍間で照会を行った結果、その船名は「メタペディア」号でアームストロング社及び高田商会が雇い入れたこと、その出帆は当初予定より大幅に遅れ（10月17日）、しかも、その消息が直ぐには知れなかったこと、12月20日にシンガポール領事に発電した際も「船名ハ殊ニ秘密ヲ要スル旨ヲ附言シ、其ノ探偵ヲ外務省ニ依頼セリ」とのことで、極秘裏に日本までの輸送を行い、ようやく12月23日に神戸港に到着したことが知らされている[55]。

つまり、先に見たように、海軍当局は山内を通じて購入兵器弾薬類の日本への回送を依頼したが、「兵器ヲ廻送スルコトハ秘密ノ手続必要ナレハ、総テキャプティン、ノーブルニ委任」[56] した結果、アームストロング社ノウブル（及び運送にあたる高田商会）にすべてが委ねられ、海軍当局でさえも当初積載船名を知ることができなかったものと言えよ

う。

この「メタペディア」号に関する記述が日清戦争期の「戦時禁制品」輸送を担った前述の二つの輸送船（「ベンヴェニュー」号及び「リッデスデール」号）についての記述と大きく異なるのはやや不自然に思われるが、この点は、上記の事情の他にさらに以下の事情が関わっていたことが明らかになる。

まず、陸軍側から海軍宛の照会によると[57]、「当省ヨリ註文之兵器弾薬搭載之汽船メテペヂヤ号去月十五日独乙国ハンブルグ港出帆」との記述から明らかなように、「メタペディア号」（「メテペヂヤ号」）は、陸軍省注文兵器をも搭載していたことがわかる。

そして、上記照会では、「メタペディア」号はドイツ・ハンブルグ出帆（10月15日）、当初は11月4･5日頃日本到着見込みであったこと、「横浜ニ入港セシメズ直ニ横須賀ヘ入港セシムヘキ旨高田商会ヘ御命置候」と述べ、さらに陸軍側が同船搭載の硝石80万キロ陸揚げのために海軍所轄の倉庫を借用したい旨を海軍側に依頼しており、その際に船名等が正式に伝えられている[58]。

つまり、「メタペディア」号は海軍兵器のみならず陸軍省注文兵器をも搭載し、すべてをアームストロング社ノウブルに一任し、運送は高田商会に委ねられたため、当初船名も明らかにされず、日本への輸送が極秘に行われたために、海軍当局でさえも航路・日本到着期日について最初のうちは正確な情報を得られなかったものと言えよう[59]。

5　小括

日清戦争期の「戦時禁制品」輸送は、高田商会にとって大きな発展の契機となった。

第1回目の「戦時禁制品」輸送（「ベンヴェニュー」号によるもの）も第2回目の「戦時禁制品」輸送（「リッデスデール」号によるもの）も、その「運搬請負業者」は高田商会であった。第1回目輸送の途次日清開戦に遭遇、英国は局外中立の立場を守るため、「ベンヴェニュー」号船長に対して、その積載品をシンガポールで陸揚げさせる措置をとった。この報に接した日本海軍は、高田商会に命じて同商会員をシンガポールに派遣したが、ちょうどその頃、第2回目輸送船（「リッデスデール」号）が日本への回航途上にあったので、先に陸揚げさせられた積載品を同船に搭載させる措置をとり、日本に向かわせた。

日本までの運送も容易ではなく、様々な措置・工夫がなされた（「支那海」を避けて「南洋」を迂回、運搬船を別船のように装うなど）。その過程で、高田商会は単なる「運搬請負業者」以上の役割を果たす。例えば、日本に無事到着すれば船長に賞金を与える密約（高田商会から200ポンド贈与）、神戸港停泊中に水夫が「同盟」して船長を領事に告発しようとした際の慰撫（高田商会員が煽動者に金銭を渡す）、など。

とりわけ重要なのは、海軍の命により高田商会がシンガポールに商会員を出張させる際、陸揚品処分の順序方法を指令してもらいたいが、「焦眉ノ急」ゆえに臨機の処分は商会に委任の上、出張商会員に決断させたい旨を述べ、海軍側もそれに応じており、その間に発生する「相当ノ費用」は請求すべし、として、シンガポール港での積載品の積み替えとその運送について、高田商会に対して事実上委任していることである。

しかも、日本までの運搬を「リッデスデール」号船主に対して承諾させる際には、高田商会が日本政府（海軍・外務省）との間を仲介する形で契約を結ばせていたのであり（7千ポンド支払を含む条項等）、高田商会の斡旋が重要な役割を果たしていた。

なお、「戦時禁制品」輸送を担ったのは、「ベンヴェニュー」・「リッデスデール」両号だけではなかった（少なくとも4隻）。そのうちの一つ「メタペディア」号は、兵器輸送を極秘裏に行うためにアームストロング社ノウブルに総てが委任され、陸軍省注文兵器をも積載し、運送が高田商会に委ねられた結果、海軍当局さえも当初正確な船名や日本到着期日を把握することすら不可能という皮肉な情況に陥っている。

「戦時禁制品」の多くはアームストロング社からの輸入であったが、その際に極力日本政府（海軍）が表面に出ることを避け、注文主が代理店たるジャーディン・マセソン社や「運搬請負業者」高田商会であるかのごとく装ったりした。また、アームストロング社との取引に際しては山内万寿治（時あたかも呉工廠開設準備に頻繁に渡英）と同社ノウブルとの親密な関係が有効に機能した。山内が英国で購入する兵器機械類は高田商会を通じて行われており、高田商会・山内・アームストロング社の密接な関係はやはり日清戦争期に深まってきたことが明らかとなった。

こうして高田商会は、英国からの「戦時禁制品」輸送を通じて、兵器機械類の単なる「運搬請負業者」以上に日本海軍にとって重要な役割（海軍の意向を受けた折衝・仲介者など）を果たしてきた。そのことは、日清戦争後に高田商会がアームストロング社の輸入代理店の地位に就くことになる基礎をも築くことになったと言えよう。

注

1）　合資会社高田商会の倒産直後に（株）高田商会設立（第二次高田商会）、1963年日綿実業との合併に先立ち、再度（株）高田商会設立（第三次高田商会）、現在に至る。

なお、本稿では、年号は史料引用を除き西暦を使用する。

2）　奈倉［2013］第2章。

3）　奈倉［2013］78頁。

4）「高田慎蔵氏経歴談」（9回連載中の第7回）［1902］。そこでは、高田商会本店・ロンドン支店間の暗号による頻繁な電信のやりとり、海岸砲、硝酸ソーダ（火薬原料）等の輸入の経緯を語っている。なお、そ

の前置き、「日清戦役に就ては随分働いた積りです。夫を詳しく申すと国際上の問題にも関係するから余り言ひますまいが、…」という表現に注意しておきたい。

5） 海軍軍令部『極秘 明治三十七八年海戦史』（防衛省防衛研究所所蔵）第5部「施設」巻2第2編第1章の「備考文書」第1号、末尾。

6） 海軍軍令部『極秘 廿七八年海戦史』（防衛省防衛研究所所蔵）。なお、公刊の海軍軍令部［1905］には、以下に明らかにするような「戦時禁制品」輸送に関する記述はない。

7） アジア歴史資料センター（JACAR）を通じて得られる高田商会・高田慎蔵関係の史料は多様だが、まとまったものは少なく、判読難のもあるが、補足する形での利用は可能である。なお、本稿でJACARを通じて得られた史料はレファランスコード番号（Ref.以下、史料数多い場合は画像No.も）を記し、詳細な史料名を略す場合がある。

8） アームストロング社製艦艇兵器類の日本への輸入は同社の主たる代理店ジャーディン・マセソン社が担っていたが、そのほかにもバルタサー・ミュンター（デンマーク退役軍人、造船技師）や赤星弥之助（日本海軍との極めて個人的なコネクションを利用）が関わっていたこと、高田商会もまた日清戦争期には兵器類の輸送に関わり、戦後にはジャーディン・マセソン社とともにアームストロング社の代理店としての地位につくことなどについては、奈倉［2013］第2章参照。

9） 奈倉［2013］第2・5章等。

10）山内が自ら記した詳細な回顧録（山内［1914］）においても、高田商会との関係についての記述は一切無く、むしろ逆に「御用商人」との特定の関係を非難するような記述すら見られる（57, 58, 60, 102-105頁等）。それは山内［1914］執筆時点（1914年3月）がジーメンス事件（ヴィッカーズ・金剛事件）発覚直後であったことによると思われる。同事件は、図式的に簡略化して言えば、アームストロング社・高田商会・山内万寿治とヴィッカーズ社・三井物産・松尾鶴太郎（海軍造船総監、三井物産技術顧問）との対抗関係のもとで生起したので（詳しくは奈倉・横井・小野塚［2003］）、事件発覚直後の山内［1914］では、高田商会との関係は極力ふれないようにしたものと推察される。

11）『海軍造兵史資料 仮呉兵器製造所設立経過』（防衛省防衛研究所所蔵）。本史料は山田太郎ほか編［1996］にも収録されているが（14-63頁）、原史料とはやや異なるところがある。

12）『海戦史』「兵器、外国注文」85頁。

13）『海戦史』「兵器、外国注文」85-86頁。

14）船名・会社名等の英語表記は、史料中では必ずしも日本語名の初出の際に表記されていないが、本稿では極力初出時に表記する。なお、カタカナ表記は英文表記に近いものを採用し、史料表記がそれと異なる場合は初出時にカギ括弧内に付記する。

15）日清両国艦隊による豊島沖海戦（1894年7月25日、宣戦布告は8月1日）。

16）シンガポール陸揚げ兵器の処分について高田商会員を現地に派遣するに際しては、海軍大臣西郷従道・外務大臣陸奥宗光間で電文による要請・了承（1894年8月13日付け）がなされている（JACAR Ref. C08040705800, 画像No.0948-50, 56, 防衛省防衛研究所）。それに先立ち、シンガポール斎藤領事より陸奥外務大臣宛、及び外務大臣より海軍大臣宛電報が取り交わされ、その措置について緊急協議（同年8月10日、11日）がなされている（同、画像No.0962-63）。

17）『海戦史』「兵器、外国注文」86頁。

18）『海戦史』「兵器、外国注文」86頁（史料掲出省略）。

19）『海戦史』「兵器、外国注文」87頁。

20）『海戦史』「兵器、外国注文」87-88頁。

21）この「四隻ノ外国運送船」を特定するのは困難だが、その中には後述の「メタペディア」号は含まれると思われるが、特別傭船「アスワレン」号（「アスワンレー」号、後述のように山内万寿治が英国で購入した「兵器製造所機械及材料」を運搬）が含まれるかどうかは微妙である。山内は日清開戦前の欧州滞在中に蒐集した兵器類搭載船がシンガポールで抑留されて愕然としたが，その後「数旬ならずして解放」され「搭載兵器の全部故障なく我手に帰した」旨を後に回顧しているが（山内［1914］84頁）、この場合、記述の様子からは前述の「ベンヴェニュー」号積載兵器のことを指しているものと思われる。

なお、高田慎蔵は斎藤實宛書簡［1894年<推定>12月7日付け、『斎藤實関係文書』(国立国会図書館所蔵）所収］において「貴省御用品運搬の為め特別雇入候汽船アイルウヲルス号義昨六日午後五時無事佐世保入港之趣通知有之」（傍点、引用者）と報告しており（当時斎藤は大本営が置かれていた広島に侍従武官<海軍少佐>として駐在)、この「アイルウヲルス」号も「戦時禁制品」輸送を担っていたものと推察される（上記「四隻ノ外国運送船」に含まれるかは定かでないが)。

22）「軍需品類海外に於て購買方 附保険方(3)」（JACAR Ref. C08040705800, 画像No.0966-71, 防衛省防衛研究所)。

23）『海戦史』「兵器、外国注文」107-109頁。

24）『海戦史』「兵器、外国注文」88頁以下。

25）『海戦史』「兵器、外国注文」90-91頁。

26）『海戦史』「兵器、外国注文」のこのあたりの記述（91-92頁）はわかりにくいだけでなく、一部誤っている。

まず、海軍が「リッデスデール」号出帆（7月14日発）の通知を受け取ったとの記述の直後に同号搭載兵器についての記述があるが、その後外務大臣を通じて香港領事に回航の安全をはかるように依頼した際に示されている「兵器品名」の「弾薬類若干」については、「ベンヴェニュー」号（6月30日発）と「リッデスデール」号とに分けて記述されている（いずれも「在英造兵監督官ヨリ高田商会ニ運送ヲ命シタルモノ」として)。そして、その直後に、「俄然『メタペヂヤ』号搭載ノ弾薬ニ関シ新嘉坡領事ヨリ電報アリ」として、外務省通知の内容を紹介し、「貴省ヨリ英国ニ注文セル軍用物品ハ英船ニテ新嘉坡迄運搬セシニ、同船長ハ之ヲ日本迄載送スルコトヲ難トシテ同物品ヲ同港ニ置キ去レリ」としている。ここで唐突に「メタペディア」('Metapedia'、「メタペヂヤ」）号名が記され、同号船長が積載品を置き去ったように記述されている。しかし、後述のように「メタペディア」号は当初予定期日に出発できなかった船名であり、シンガポール港に積載品を置き去ったのは既述の通り「ベンヴェニュー」号である。

27）『海戦史』「兵器、外国注文」93-94頁。

28）『海戦史』「兵器、外国注文」94頁。

29）この件について、JACARからも同様な記述が得られる。

まず、「ベンヴェニュー」号搭載兵器類がシンガポールに陸揚げ、放置された件について、1894年8月13日付け（海軍）次官より高田商会宛文書に基づき、次のように記す。

「新嘉坡ニ於テ陸揚シタル兵器ハ再ヒ本邦ヘ回漕スルコトハ難カルベシ故ニ該品ハ再ヒ英国ニ積戻シ之ヲ安社ニ引渡スコトニ尽力スヘシ」。そして、日本へ回漕する場合には、やはり、支那近海を避けて「南洋」を迂回すべきことなど、高田商会に対して様々な注意事項を指示している（JACAR Ref. C08040705800, 画

像No.0937-39, 防衛省防衛研究所）。

同時に、他方、高田商会としては、海軍側の指示に従うに際して、急な場合の機敏の処理が必要なので、「臨機ノ処分方ハ弊商会へ全権御委任」いただきたいこと、また、搭載兵器の日本への回送に関わる費用について、予め最大限度額を指示してもらいたいことなどを述べている（1894年8月、高田商会高田慎蔵より海軍大臣伯爵西郷従道宛）。（同前、画像No.0940-42, 44-46）。

30）『海戦史』「兵器、外国注文」95頁。

31）『海戦史』「兵器、外国注文」195-203頁。

32）『海戦史』「兵器、外国注文」195-196頁。

33）『海戦史』「兵器、外国注文」197-198頁。

34）『海戦史』「兵器、外国注文」198頁。

35）『海戦史』「兵器、外国注文」100-103頁。

36）『海戦史』「兵器、外国注文」103頁。

37）『海戦史』「兵器、外国注文」104-105頁。

38）『海戦史』「兵器、外国注文」105頁。

39）『海戦史』「兵器、外国注文」106-107頁。

40）『海戦史』「兵器、外国注文」107頁。その「付録文書第二号」は203-211頁に掲出。

41）『海戦史』「兵器、外国注文」211頁。

42）「砲兵第一方面無烟火薬回漕途中抑留の件」1894年9月8日（『陸軍省・日清戦役 戦役日記』、M27-3-87、防衛省防衛研究所蔵）（JACAR Ref. C05121526800）。

43）「軍務局より２７珊米加農搭載船横須賀へ回航の件」1894年9月10日（『陸軍省・日清戦役 戦役日記』、M27-4-88）（JACAR Ref. C05121538000）。

44）「普751兵器会議上申墺国シュラフ銃購入之件」1887年3月4日、海軍次官より在墺国山内海軍大尉宛（『海軍省公文備考』1887年、「兵器」巻4、防衛省防衛研究所蔵）及び関連付随史料（JACAR Ref. C06090807700）。

45）呉海軍工廠名は1903年工廠条例施行による（それ以前は1895年仮設呉兵器製造所、96年仮呉兵器製造所、97年呉造兵廠）。千田武志［2011］（43、45頁）によれば、日清開戦に伴い外国からの兵器購入が「戦時禁制品」故に困難となって仮設呉兵器製造所設立が急がれ、また、その中心となって活躍した山内万寿治が戦時期に短期間に兵器機械類を購入する必要上、商社を介さずに昵懇の製造会社から直接購入するという異例の方法を講じたという。

46）『海軍造兵史資料 仮呉兵器製造所設立経過』中の「兵器製造所設立書類其一」。タイトル（小見出し）は史料上部に記載されているもの。

47）『海軍造兵史資料 仮呉兵器製造所設立経過』中の「兵器製造所設立書類其一」。このタイトル（小見出し）も史料上部に記載されているもの。

48）この特別傭船「アスワレン」号（または「アスワンレー」号）は、前述の似たような表記の「アスワンリー」号及び「アスラウン」号とは、英文表記も見あたらないので同一かどうか定かではないが、後2者は陸軍省による指示・命令を受けたものなので異なるものと推定される。いずれも高田商会雇い入れの特別傭船であるが。

49）『海戦史』「兵器、外国注文」96頁。

50）『海戦史』「兵器、外国注文」97-98頁。

51）山内は1890年欧州出張の際にドイツ・クルップ社の秘密主義に失望して後英国に渡り、アームストロング社ノウブルから大口径速射砲に関する知見を得て心酔する経緯を後に自ら語っている（山内［1914］46-50頁）。アームストロング社側でも、山内の1893年出張の際には、日本海軍の新艦艇建造に関する重要メンバーの一人である山内がイングランド北部NewcastleのElswick（アームストロング社本社及び主要工場所在地）滞在中であることを同社議事録で特記している。'Meeting of Directors At Elswick Works 14th September 1893', SIR W.G.ARMSTRONG WHITWORTH & Co. Limited., Board and Committee MINUTES BOOK No.2 (1889-1896) [TWAS 130/1264] (Tyne and Wear Archives Service, Newcastle-upon-Tyne).

52）『海戦史』「兵器、外国注文」98頁。

53）『海戦史』「兵器、外国注文」98頁。

54）『海戦史』「兵器、外国注文」99頁。

55）『海戦史』「兵器、外国注文」99-100頁。

56）『海戦史』「兵器、外国注文」98頁。

57）「軍務局長より兵器弾薬搭載船横須賀へ回航の件」1894年11月26日（『陸軍省・日清戦役 戦役日記』M27-5-89）、（JACAR Ref. C05121548900）。及び、同日付け、陸軍大臣西郷従道代理・陸軍次官児玉源右衛門より海軍大臣西郷従道宛書状（JACAR Ref. C08040705800, 画像No.0986-87）。

58）注57記載の軍務局長照会の末尾で「追而船名及社号壱書添候也」とされ、陸軍大臣より海軍大臣宛書状別紙では、英文で'Name of steamer "METEPEDIA"' と記されている（『海戦史』「兵器、外国注文」99頁では、前述の通り、英文表記は'Metapedia'）。

59）「メタペディア」号の行方が一時わからず、日本到着が遅れた事情について、在シンガポール斎藤領事より陸奥外務大臣宛電報（1894年12月22日付け英文、同訳文）によると、「スエズノ海峡ニ於テ或汽船ニ不慮ノ出来事起リ」（メタペディア号代理店報告）、同所に投錨後、11月2日日本へ向け直航（「南洋」経由）、その後同船について「毫モ難事ノ起リシヲ聞カス」、間もなく日本到着する旨が伝えられている（12月23日神戸港着、24日呉港を経て横須賀に向かう）（JACAR Ref. C08040705800, 画像No.0977-79）。

文献リスト

海軍軍令部［1905］『廿七八年海戦史』（上下別巻全3冊）、春陽堂。

「高田慎蔵氏経歴談」（9回連載）［1902］『実業之日本』第5巻第1-9号。

千田武志［2011］「日清戦争期の呉軍港における兵器工場の建設と生産」『軍事史学』第46巻第4号。

奈倉文二［2013］『日本軍事関連産業史―海軍と英国兵器会社―』日本経済評論社。

奈倉文二・横井勝彦・小野塚知二［2003］『日英兵器産業とジーメンス事件―武器移転の国際経済史―』日本経済評論社。

山内万寿治［1914］『回顧録』（私家版）。

山田太郎ほか編［1996］『呉海軍工廠製鋼部史料集成』同編纂委員会。

付記

（1）本稿執筆の契機の一つは、NHK（総合）「ファミリー・ヒストリー」「高田万由子（2016年9月1日放映）」に先立ち、高田万由子の高祖父にあたる高田慎蔵について史料情報を提供したことにある。その際、奈倉［2013］第2章の内容をベースに取材協力したが、新たに史料探求も行った。その結果、今まで筆者が知っていた以上に高田商会が日清戦争期に兵器弾薬類の輸送に秘密裏に積極的に関わっていたことが明らかになってきた。言うまでもなく、NHKの取材・放映と本稿の執筆内容と直接関係はないが、筆者の新たな史料探求の契機となったことを付記しておきたい。

（2）本稿で使用した海軍軍令部『極秘 廿七八年海戦史』及び『海軍造兵史資料 仮呉兵器製造所設立経過』（ともに防衛省防衛研究所所蔵）については、千田武志氏から貴重な情報提供を受けた。記して謝意を表します。

Activities of Takata & Co. during the Sino-Japanese War period: Its transporting of 'contraband of war' from Britain

Bunji Nagura

Emeritus Professor, Dokkyo University

This article clarifies the activities of Takata & Co. during the Sino-Japanese War by investigating its transporting of 'contraband of war' from Britain to Japan.

While the first ship was transporting this contraband, the war broke out. The British government commanded the ship's captain to land war materials and explosives at a Singapore port. The Imperial Japanese Navy (IJN) ordered Takata & Co. to send a representative to Singapore. At the time, a second ship transporting contraband of war was on its way to Japan, so the IJN ordered Takata & Co. to take on the war materials and explosives landed by the first ship.

Various plans were tried. For example, the ship did not sail on the China Sea but took the South Seas, and the ship was camouflaged to appear as another ship. Takata & Co. carried out more than just the role of a simple contractor transporting war materials and explosives. For instance, it made a secret agreement that it would offer a prize to the ship's captain when the vessel reached Japan safely. It was important that Takata & Co. was entrusted by the IJN with shipping war materials and explosives. Moreover, Takata & Co. was a significant intermediary between the Japanese government (IJN and the Foreign Office) and the ship's owner.

When the IJN imported war materials and explosives from Britain, most were made by Sir W.G. Armstrong Whitworth & Co. Ltd. (Armstrong Co.), but the order pretended to come from Jardine Matheson & Co., or Takata & Co. Also, Yamanouchi Masuji, the central figure from the beginning of the Kure Arsenal's construction, was close with Andrew Noble (Armstrong Co. Chairman), and this worked well when dealing with war materials and explosives made by Armstrong Co.

Thus, Takata & Co. played an important role in transporting contraband of war from Britain to Japan, as the IJN negotiator intended. As a result of its activities, Takata & Co. became an agent of the Armstrong Co. soon after the Sino-Japanese War.